

令和 7 年度

地域整備方向検討調査

岩木川左岸二期地域経済効果概定その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1－1条

地域整備方向検討調査岩木川左岸二期地域経済効果概定その他業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1－2条

本業務は、地域整備方向検討調査岩木川左岸二期地域における経済効果の概定、営農計画の概定、環境配慮調査の実施及び環境配慮基本方針（案）の作成、並びに、GIS で使用する地籍集成図を作成し受益範囲に係る農地情報等を整理するものである。

(場 所)

第1－3条

本業務において対象とする場所は青森県弘前市、五所川原市、つがる市及び北津軽郡鶴田町で、別添「位置図」に示すとおりである。

(業務概要)

第1－4条

本業務の概要は次のとおりである。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 準備作業 | 1 式 |
| (2) 経済効果の概定 | 1 式 |
| (3) 営農計画の概定 | 1 式 |
| (4) 環境配慮の検討 | 1 式 |
| (5) 地籍集成図の作成等 | 1 式 |
| (6) 照査 | 1 式 |
| (7) 点検とりまとめ | 1 式 |

(土地への立入り等)

第1－5条

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1－6条

- (1) 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 1-7 条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。
- (2) 第三者照査の企業に要求される資格
 - 1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
 - 2) 東北農政局において、令和 7・8 年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
 - 3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

4) 共通仕様書第 1-30 条守秘義務を遵守できるものであること。

5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

(3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

(4) 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

(5) 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

(6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

(7) 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

(8) 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第 1-7 条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

(1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

(2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

(3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

(4) 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第 1-8 条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は、常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1－9条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1－10条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第1－7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- (2) 共通仕様書第1－7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画の作成時
- 2) 環境配慮基本方針（案）の作成時
- 3) 経済効果及び営農計画の概定時
- 4) 地籍集成図への各情報の附加の完了時
- 5) 成果品とりまとめ時
- 6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1－11 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－12 条

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険の加入)

第 1－13 条

受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月
1	新たな土地改良の効果算定マニュアル	農林水産省農村振興局 整備部（監修）	平成 27 年 9 月
2	土地改良事業の費用対効果分析 マニュアル	農林水産省農村振興局 整備部	令和 4 年 4 月 一部改正

なお、期間中に改定等が生じた場合は、最新の図書等を用いるものとする。

(作業条件)

第 2－2 条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

(1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。

(2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(参考図書)

第 2－3 条

本業務の参考とする図書は、共通仕様書第 2－1 条によるものとする。

(貸与資料等)

第2-4条

貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
共通	国営西津軽農業水利事業 事業誌	1 部
	国営岩木川左岸農業水利事業 事業計画書	1 部
	国営岩木川左岸農業水利事業 事業誌	1 部
	令和6年度地域整備方向検討調査 岩木川左岸二期地域経済効果算定その他業務 報告書	1 部
	令和6年度地域整備方向検討調査 岩木川左岸二期地域廻堰大溜池耐震対策工検討その他業務 報告書	1 部
経済効果	土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数	1 部
	土地改良事業の感度分析に係る算定方法等	1 部
	総費用の算定に係る資料 (長寿命化に配慮した更新整備計画：岩木川左岸地区)	1 部
	関係土地改良区維持管理費	1 部
	土地改良事業の経済効果測定の標準値 (青森県)	1 部
営農計画	水田収益力強化ビジョン (関係市町)	1 部
	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (関係市町)	1 部
	水田作付実績 (関係市町：令和2年度～6年度)	1 部
	青森県普及指導計画 (中南地域県民局、西北地域県民局)	1 部
	国営かんがい排水事業浅瀬石川二期地区営農計画書	1 部
環境配慮	岩木川左岸二期地域 (廻堰大溜池) 環境配慮調査方針 (案)	1 部
	環境配慮基本方針 (案) (他地区)	1 部
地籍集成図	関係土地改良区土地原簿	1 部
	関係市町土地登記簿	1 部
	関係市町農地台帳	1 部

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条

第2-3条及び第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、検討作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2-6条

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた業務成果としなければならない。

業務名	業務実施(予定)期間
令和7年度地域整備方向検討調査 岩木川左岸二期地域整備構想検討業務	令和7年6月～ 令和8年3月
令和7年度地域整備方向検討調査 岩木川左岸二期地域廻堰大溜池施設整備計画検討その他業務	令和7年4月～ 令和8年3月

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は、別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりである。

- | | |
|---------------|----|
| (1) 準備作業 | 1式 |
| (2) 経済効果の概定 | 1式 |
| (3) 営農計画の概定 | 1式 |
| (4) 環境配慮の検討 | 1式 |
| (5) 地籍集成図の作成等 | 1式 |
| (6) 照査 | 1式 |
| (7) 点検とりまとめ | 1式 |

(作業の留意点)

第3-2条

業務の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 環境配慮基本方針(案)の作成は、令和7年12月を目途とし、詳細については、監督職員と確認するものとする。
- (4) 報告書の取りまとめにあたっては、作業項目毎に作業内容等の要約版を作成するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回	作業着手前の段階
第2回	中間打合せ（環境配慮基本方針(案)の作成時）
第3回	中間打合せ（経済効果及び営農計画の概定時）
第4回	中間打合せ（地籍集成図への各情報の附加の完了時）
最終回	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副2部
- (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町 149-2
東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間に変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合
- (7) その他

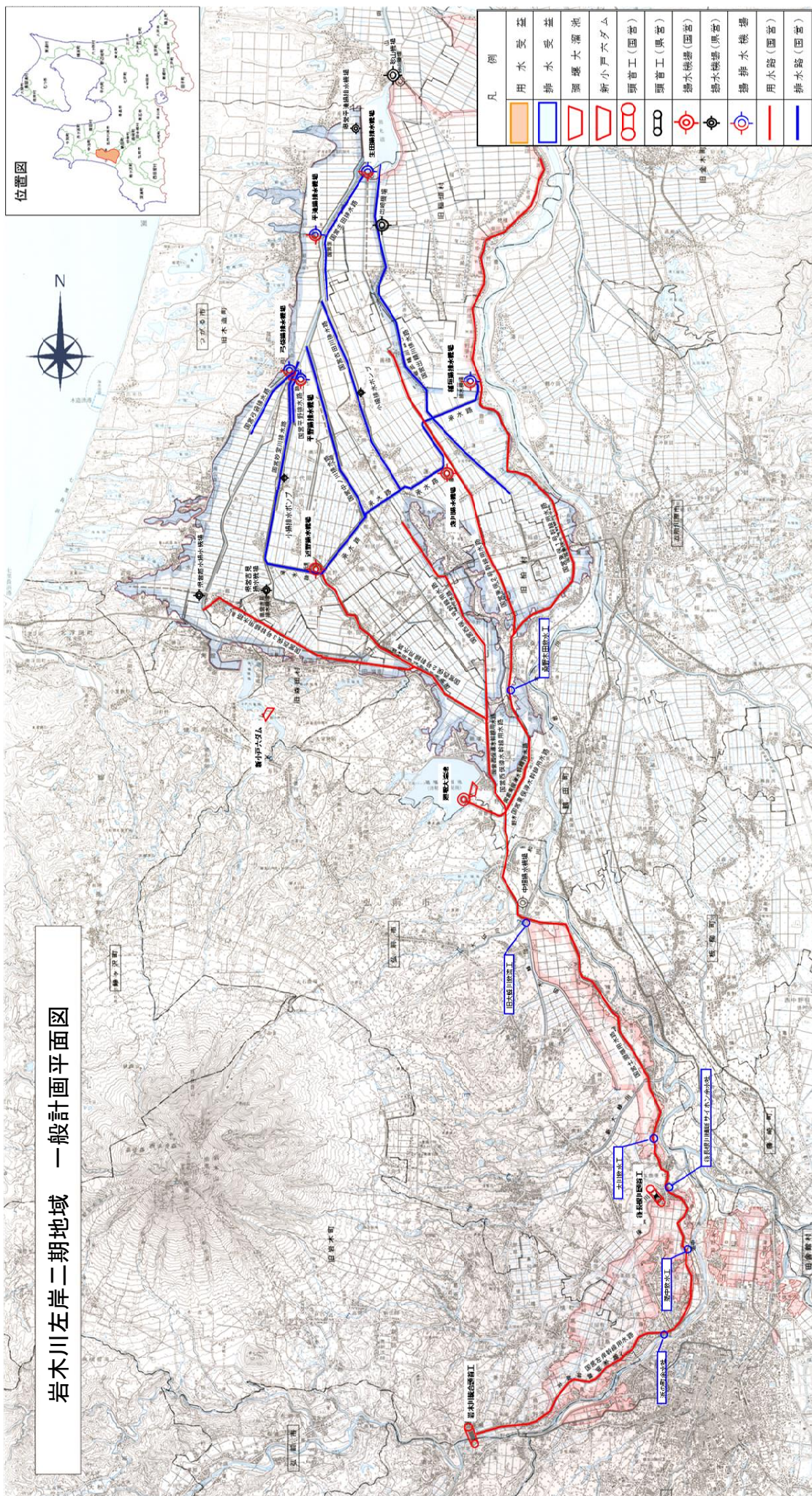
第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和7年度 地域整備方向検討調査
岩木川左岸二期地域営農計画概定その他業務 位置図



〔作業項目内訳表〕

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 準備作業		
1-1 現地踏査	作業に必要な現地踏査を行い、地域の状況を把握する。	○
1-2 資料の検討	作業のための資料収集及び貸与資料の内容を把握し、作業計画を樹立する。	○
2 経済効果の概定		
2-1 総費用の算定	廻堰大溜池の単独事業について、関連業務で行う整備構想を考慮しデータの時点更新等により、過年度業務で算定した総費用を精査する。 ① 当該事業の事業費 ② 当該事業により整備される施設並びに当該事業の受益地域内で一体的に効果が発揮される施設の標準期間（当該事業の工事期間＋一定期間（40年））において発揮する再整備に要する事業費 ③ 上記①、②を基準年度（評価年数）に現在価値化 ④ 評価期間終了時点の資産価額の算定	○
2-2 総便益額の算定	廻堰大溜池の単独事業について、データの時点更新等により、過年度業務で算定した以下の効果項目の総便益額（現在価値化）を精査する。 ① 作物生産効果 ② 営農経費節減効果 ③ 維持管理費節減効果	○
2-3 総費用総便益比及び所得償還率の算定	上記2-1、2-2で算定した総費用、総便益及び上記2-2以外の便益は令和6年度の業務成果の数値を代入し、総費用総便益比及び所得償還率を求める。	○
3 営農計画の概定	令和6年度にとりまとめた営農計画素案について、発注者から貸与する作付実績（弘前市、五所川原市、つがる市、鶴田町）による作付計画の見直し等の最新データによる更新を行う。また、廻堰大溜池の関係市町（五所川原市、つがる市、鶴田町）のみの作付実績を基に、現況の作物別作付面積を整理して作物の代表化による廻堰大溜池の受益地に係る現況＝計画の作付計画を概定する。さらに、発注者から提供する資料等の他に、根拠として活用した資料等を別途整理する。	○
4 環境配慮の検討		
4-1 環境配慮調査の実施	発注者から貸与する岩木川左岸二期地域（廻堰大溜池）環境配慮調査方針(案)に基づいて、別紙2調査の実施時期・調査方法により、秋季（9月～11月）の調査を行い、別紙3～7の様式にとりまとめる。	○
4-2 環境配慮基本方針(案)の作成	発注者から貸与する他地区の環境配慮基本方針(案)を参考に、上記4-1の調査結果を反映して保全対象生物や環境配慮対策等について検討し、環境配慮基本方針(案)を作成する。	○
5 地籍集成図の作成等		
5-1 地籍集成図の作成	一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会が運営するG空間情報センターから、青森県弘前市、五所川原市、つがる市及び鶴田町の登記所備付地図データ（シェープデータ）をダウンロードし結合させて、ArcGISで操作可能な地籍集成図を作成する。	○
5-2 土地原簿情報の附加	上記5-1で作成した地籍集成図の各筆ごとに、発注者から貸与する西津軽土地改良区、岩木川土地改良区及び廻堰大溜池土地改良区の土地原簿情報（組合員番号、組合員名、組合員住所、地目、面積、用水受益、排水受益）（約47,000筆）を附加する。	○
5-3 土地登記簿情報の附加	上記5-1で作成した地籍集成図の各筆ごとに、発注者から貸与する土地登記簿情報（所有者名、所有者住所、地目、面積）（約55,000筆）を附加する。	○
5-4 農地台帳情報の附加	上記5-1で作成した地籍集成図の各筆ごとに、発注者から貸与する農地台帳情報（所有者名、所有者住所、耕作者名、耕作者住所、地目、面積）（約50,000筆）を附加する。	○
6 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
7 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検取りまとめを行い、報告書を作成する。	○

＜調査の実施時期＞

施設名	整備方針	生態系 ^{※1}					景観 ^{※1}
		鳥類	は虫類 両生類	魚類	底生動物	昆虫類	植物
廻堰大溜池	改修	4季 春, 夏, 秋, 冬	3季 春, 夏, 秋	3季 春, 夏, 秋	3季 春, 夏, 秋	3季 春, 夏, 秋	4季 春, 夏, 秋, 冬

※生態系・景観の調査時期は、秋季(9月～11月)とする。

＜調査方法＞

調査対象		調査方法名	調査方法の概要
生態系	鳥 類	定点調査法	堤体上に任意の定点を設定し、見渡せる範囲を観察する。目視、鳴き声を確認した種を記録する。
	は虫類 両生類	目撃法、捕獲法	踏査による目撃法、捕獲法で確認した種を記録する。鳴き声、脱皮殻等からも種を推測する。
	魚 類	網などによる捕獲	調査環境に応じて、適宜、移動漁具(タモ網、サデ網、投網等)や固定漁具(セルビン、カゴ網、定置網、刺網等)を用いて捕獲した種を記録する。
	底生動物	定性採集	調査環境に応じて、適宜、タモ網やサデ網、採泥器、カニかご等を用いて採取した種を記録する。 現地において同定が困難な種は持ち帰り、室内で分析する。
	昆虫類	任意採集法	踏査による見つけ取り法(肉眼で見つけて採集する方法)や、スウィーピング法(草や木の先端を捕虫網ですく取る方法)、ビーティング法(木の枝や草などを叩いて落下した昆虫類を採集する方法)等により調査を行う。
	植 物	植物相調査	調査範囲を踏査し、目視により確認した種を記録する。 現地において同定が困難な種は、サンプルを採取し、室内で分析する。
景 観	写真撮影		整備対象施設を対象に視点場（近景、中景、遠景）を設定し、視点場からの施設の見え方について写真撮影により定点記録する。
	測色調査		整備対象施設及び施設周辺の景観構成要素の色彩について色票を用いた視感測色を行い、マンセル表色系 ^{※2} で数值的に整理する。

廻堰大溜池 生態系調査範囲

■整備予定地の環境

西津軽の平坦な水田地帯に位置するため池で、池の周囲は11kmあり、堤は延長4.2kmと日本一の長さを誇る。堤体の上流側は捨石護岸となっている。

■調査の留意事項

鳥類：堤体上に任意の定点を設定し見渡せる範囲を観察して、ため池内の水のある範囲と堤体内に生息するすべての個体の位置と種名を図示し整理する。

は虫類・両生類：堤体法面全域及び非かんがい期は取水塔を中心(半径50m)に陸地化した範囲を含め、確認した種を記録する。

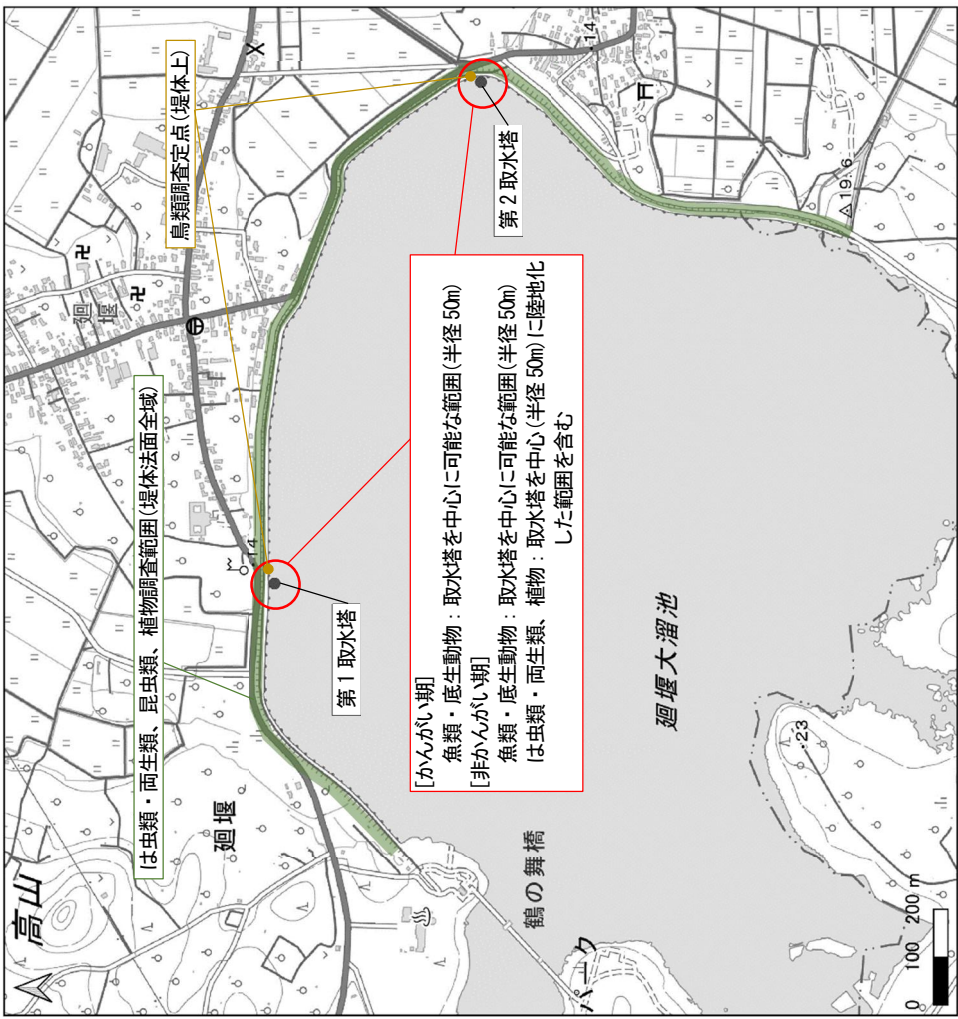
魚類・底生動物：かんがい期は固定漁具を設置しやすい取水塔中心に可能な範囲(半径50m)で調査を行い、貯水位が下がる非かんがい期は、取水塔を中心(半径50m)で適宜漁具を選択して調査を行う。

昆虫類：堤体法面全域を踏査し確認した種を記録する。

植物：堤体法面全域及び非かんがい期は取水塔を中心(半径50m)に陸地化した範囲を含め、陸生、水生植物の確認した種を記録する。



非かんがい期(9月撮影)に貯水位が下がり陸地化した状況



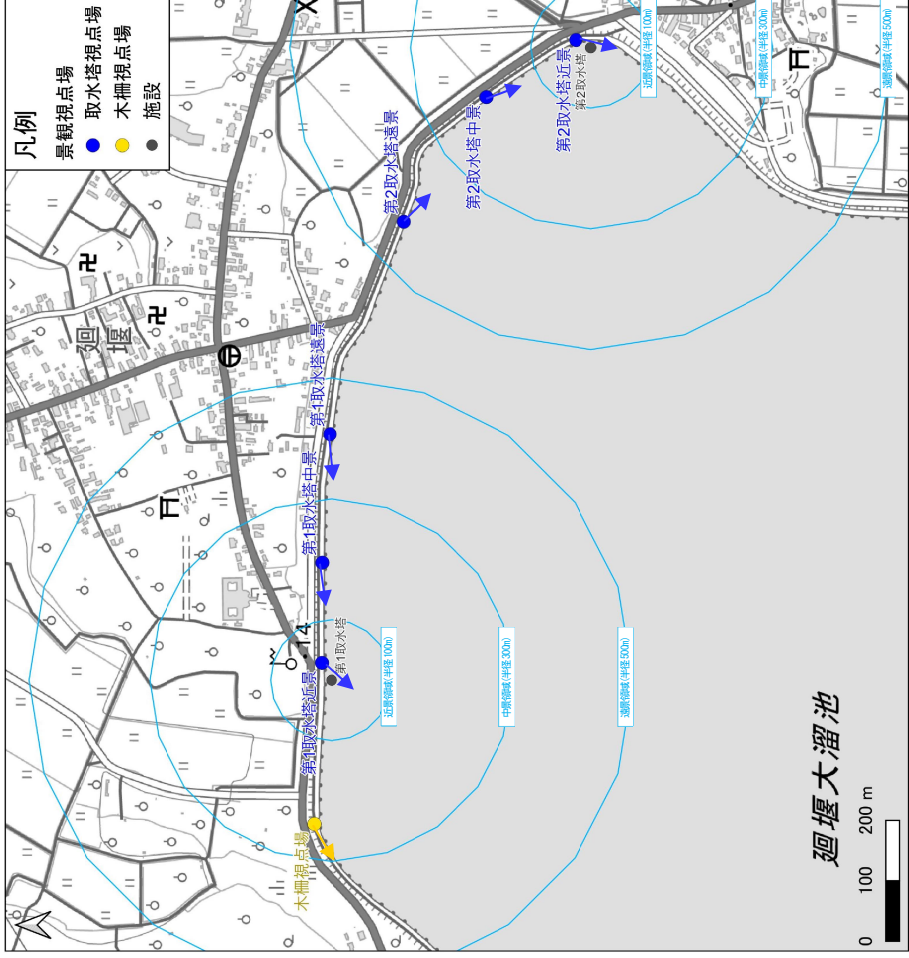
廻堰大溜池 生態系調査範囲

廻堰大溜池 景観調査 視点場の設定

■視点場設定の考え方

周辺景観への影響の把握及び景観配慮方策の検討のため、周囲からの視認量(まなざし量)を基に、改修により色彩や形状の検討が想定される第1・第2取水塔を対象に近景、中景、遠景の視点場を設定する。

堤体上には前歴事業において周辺景観との調和に配慮した安全柵(木柵)が設置されているため、木柵を視認できる地点にも視点場を設定する。



廻堰大溜池 景観調査視点場



把握地点位置図及び把握地点の写真（各把握地点ごとに作成する）

把握地点名	〇〇用水路〇〇地点（ ）	把握日	年 月 日	天候	
把握地点位置図					
(1/25,000 地図に示す)					
把握地点の写真					
(撮影日：〇〇年〇〇月〇〇日) (撮影日：〇〇年〇〇月〇〇日)					

確認した生物種数（現地把握地点、ルートごとにとりまとめる）

把握地点名	〇〇用水路〇〇地点（ ）		
把握日	令和 年 月 日	天候	
把握結果の概要			
区分	確認種数及び希少種		備考
植物	・ 確認種数 ：(5 種) ・ 希少種 ：(1 種〇〇〇) ・ その他 ：(外来種)		
は虫類	・ 確認種数 ：(5 種) ・ 希少種 ：(1 種〇〇〇) ・ その他 ：(外来種)		
両生類	・ 確認種数 ：(5 種) ・ 希少種 ：(1 種〇〇〇) ・ その他 ：(外来種)		
魚 類	・ 確認種数 ：(5 種) ・ 希少種 ：(1 種〇〇〇) ・ その他 ：(外来種)		
昆虫類	・ 確認種数 ：(5 種) ・ 希少種 ：(1 種〇〇〇) ・ その他 ：(外来種)		
貝 類	・ 確認種数 ：(5 種) ・ 希少種 ：(1 種〇〇〇) ・ その他 ：(外来種)		
甲殻類	・ 確認種数 ：(5 種) ・ 希少種 ：(1 種〇〇〇) ・ その他 ：(外来種)		
鳥 類	・ 確認種数 ：(5 種) ・ 希少種 ：(1 種〇〇〇) ・ その他 ：(外来種)		

備考には、採取した方法とその採取方法を採用した理由を明記すること。

※ 外来種は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法」で指定された種(特定外来種・要注意生物)と、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(動物・植物)とする。

確認した生物リスト（現地把握地点、ルートごとに取りまとめる）

確認生物種一覧

把握地点名	〇〇用水路〇〇地点（ ）			把握年月日	年 月 日	
区分	目	科	属	種	確認個体数	備考(写真番号)
は虫類						
両生類						
魚類						
昆虫類						
貝類						
甲殻類						
鳥類						

確認した生物種リスト（現把握地点ごとに取りまとめる）
植物相把握野帳

[illegible]

注) 水路内と地上部で確認した種は、野帳を分けて記入すること。また、備考欄には、①代表的なもの、

②希少種、③外来種について記入する。「確認数」は、多・少・僅を記入する。

※ 外来種は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法」で指定された種（特定外来種・要注意生物）と、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（動物・植物）とする。

現地把握において確認された生物種の写真

確認された生物に関する情報（写真番号）	
（ 年 月 日撮影）	●属種名： ● 県希少種 ● ●（例：水際のヨシの間に隠れていた）

確認された生物に関する情報（写真番号）	
（ 年 月 日撮影）	●属種名： ● 県希少種 ● ●（例：水際のヨシの間に隠れていた）

確認された生物に関する情報（写真番号）	
（ 年 月 日撮影）	●属種名： ● 県希少種 ● ●（例：水際のヨシの間に隠れていた）